

保護者の皆様へ

枚方市教育委員会

今後の枚方市の支援教育について(お知らせとお詫び)

清秋の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素から本市の教育活動の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度以降の枚方市の支援教育について、6月中旬に「今後の枚方市の支援教育について(お知らせ)」を配付するとともに、6月28日及び7月2日に枚方市立総合福祉会館ラポールひらかたにおいて保護者の皆様向けの説明会を実施いたしました。

しかしながら、保護者の皆様には、次年度からの急な「学びの場」の変更を求めることとなり、また、本来は一人一人の状況に合わせた指導を充実させることについてご説明すべきところを「支援学級での授業時間数を週の半分以上とする」など、時間数ありきの説明となったことから、保護者の皆様に多大なご不安を生じさせ、疑問を招くこととなりました。改めて、深くお詫び申し上げます。

このような状況により、説明会以降も多方面から様々なご要望やご意見を頂いたことをしっかり受け止め、令和5年度の支援教育の学びの場の選択に際しては、次のように改めさせていただきます。

新たな方針

①「学びの場」(授業時間数も含む)の選択については、児童生徒や保護者の気持ちに寄り添って行うこととします。

※令和5年度からすべての児童生徒が一斉に学びの場の見直しを行う(授業時間数も含む)こととした方針については撤回します。

※改めて教育委員会が説明会を実施させていただくとともに、各学校で再度の就学相談を実施させていただきます。

②自校通級指導教室を全中学校と9小学校(樟葉西、平野、小倉、桜丘、枚方、蹠陀西、西長尾、津田、津田南)に新規に設置します。近い将来の全校設置をめざして段階的に整備することといたします。

※人材確保のために見直すことも含め検討するとしていた令和5年度の少人数学級充実事業(ダブルカウント)については、現状を維持することとします。

保護者説明会の開催

再度の保護者説明会については、別紙1のとおり開催いたします。

内容につきましては、別紙2、別紙3で、ご確認ください。

また、各学校における再度の就学相談の日程については、各学校から個別にご連絡させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

このたびのことで、児童生徒や保護者の皆様におかれましては、希望する学びの場を選択できなくなるとのご不安を生じさせたり、あるいは、新たに通級指導を受けることができると期待したのに、その期待を裏切るような状況を生じさせたりするなど、大きな混乱をもたらしたこと、重ねてお詫び申し上げます。

【問い合わせ先】

枚方市教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒支援課

TEL:050-7105-8048(平日 9:00~17:00)

Mail: jidousien@city.hirakata.osaka.jp

今後の枚方市の支援教育に係る保護者説明会の開催について

1. 保護者説明会の日時及び場所

北部、南部、東部、中部の各地域に1回ずつ、また、これらの説明会に参加できない保護者の皆さまを対象とした全地域を対象に2回、説明会を開催いたします。各回の説明内容は同じです。

会場準備の都合上、参加を希望される方は、いずれかの会場をお選びいただき、「3. 保護者説明会の申込方法等」により、事前申し込みをお願いいたします。

各会場は、20分前より開場いたします。

北部 令和4年(2022年)10月17日(月) 午前10時~午前12時(予定)
楠葉生涯学習市民センター 2階 大集会室(定員100名)
〒573-1118 大阪府枚方市楠葉並木2丁目29-5

※北部の説明会(質疑応答部分は除きます)については、オンライン配信(当日同時刻)及びオンデマンド配信(10月20日(木)~11月11日(金)まで)を行います。詳細は「4. オンライン配信及びオンデマンド配信」を参照ください。

南部 令和4年(2022年)10月19日(水) 午前10時~午前12時(予定)
南部生涯学習市民センター 2階 イベントホール(定員180名)
〒573-0084 大阪府枚方市香里ヶ丘1丁目1-2

東部 令和4年(2022年)10月20日(木) 午前10時~午前12時(予定)
菅原生涯学習市民センター 2階 ホール(定員150名)
〒573-0163 大阪府枚方市長尾元町1丁目35-1

中部 令和4年(2022年)10月24日(月) 午前10時~午前12時(予定)
教育文化センター 3階 多目的室(定員160名)
〒573-1188 大阪府枚方市磯島北町37

全体① 令和4年(2022年)10月28日(金) 午後7時~午後9時(予定)
ラポールひらかた 4階 大研修室(定員144名)
〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目1-35

全体② 令和4年(2022年)11月5日(土) 午前10時~午前12時(予定)
輝きプラザきらら 7階 たまゆらイベントホール(定員200名)
〒573-1159 大阪府枚方市車塚1-1-1

2. 保護者説明会の内容

- ・今後の枚方市の支援教育について(令和4年6月配付資料からの変更点)
- ・質疑応答

3. 保護者説明会の申込方法等

- ・参加をご希望される場合は、下記の QR コードを読み取り、Google フォームよりお申込みください。
- ・各会場の開催日の2日前までにお申込みいただくようお願いいたします。(例えば、北部は17日(月)に開催しますので、15日(土)中が締め切りとなります。)
- ・事前申し込みがない場合、会場に入場いただけないこともありますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。
- ・地域毎の開催としますが、どの説明会に参加していただいてもかまいません。また、参加はお一人につき一回でお願いいたします。
- ・申込多数の場合は、同時刻に同施設内の別室でオンライン配信にて説明会の様子をご覧くださいませ。
(<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScMS6wdh3wgg6Wzk2eENRLAn59SafAnpUHIPAmX7fg29MHaIA/viewform>)



申し込み用 QR コード

4. オンライン配信及びオンデマンド配信

(1) オンライン配信

当日ご来場が難しい場合は、第1回にあたる北部説明会の様子を枚方市教育委員会の YouTube アカウントにて YouTubeLive からオンライン配信にてご覧いただけます。(質疑応答部分を除きます。)
視聴に必要な URL は以下のとおりです。

(https://youtube.com/channel/UCsro7ePTHybcgDg_McbQIOg)



枚方市教育委員会 YouTube アカウント

(2) オンデマンド配信

また、第1回の説明会の様子をオンデマンド配信でも下記の HP に掲載予定としていますので、ご都合に合わせてご視聴いただけます。(質疑応答部分を除きます。)

(<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000045863.html>)

期間:令和4年(2022年)10月20日(木)午前10時~11月11日(金)午後5時(予定)



オンデマンド配信用
QRコード(10/20公開予定)

5. 支援教育専用相談窓口

上記いずれにも、ご参加いただけない場合、以下の個別相談窓口または各学校にお問い合わせいただくようお願いいたします。

支援教育 専用相談窓口

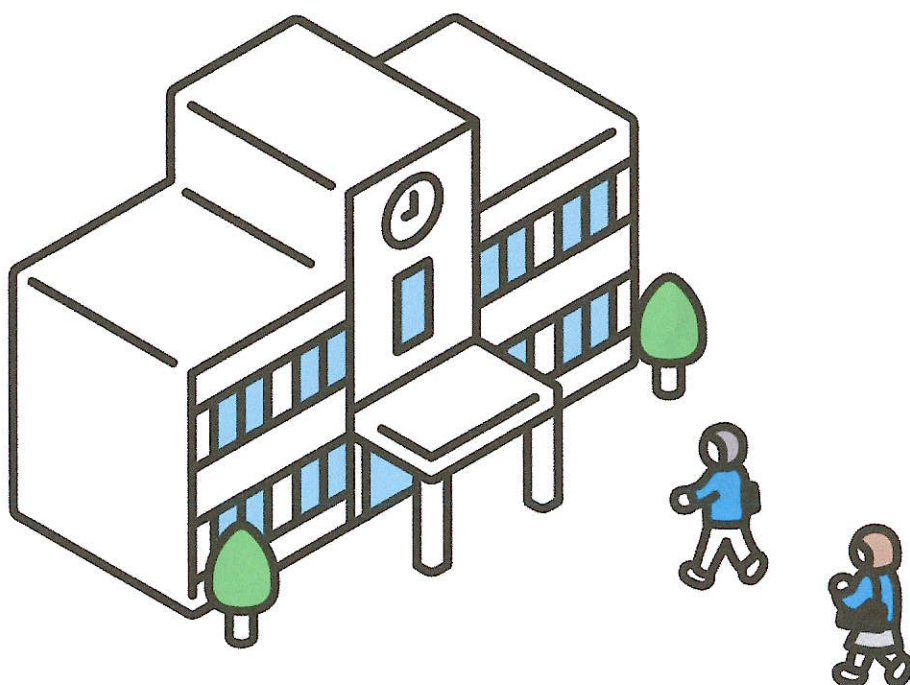
枚方市教育委員会事務局
TEL 050-7105-8009
受付 平日 9:00~17:00
※10月17日より電話受付開始

【問い合わせ先】

枚方市教育委員会事務局
学校教育部 児童生徒支援課
TEL:050-7105-8048(平日 9:00~17:00)
Mail:jidousien@city.hirakata.osaka.jp

一人のひとりの教育的ニーズを大切にした「ともに学びともに育つ教育」の実現

今後の枚方市の支援教育について



枚方市の支援教育が変わります!

支援教育 専用相談窓口

枚方市教育委員会事務局

TEL 050-7105-8009

受付 平日 9:00~17:00

※10月17日より電話受付開始

1. 学びの場の選択肢が増えます
2. 自立に向けた学びを充実させます

学びの場の設定について

本人の障害の状態を踏まえた教育的ニーズに合わせて、学校が保護者の意向を尊重して学びの場を設定します



特別の学習内容が



通常の学級での合理的配慮

必要



自立活動の時間が



多い



支援学級

支援学級の教室では本人の自立を目的に特別なカリキュラムを編成します。また、教科指導を下学年の内容を中心に、通常の学級の教室では同学年の内容を中心に学習します。

支援学級の教室では本人の自立を目的に特別なカリキュラムを編成します。また、教科指導を同学年の内容を中心に、通常の学級の教室でも同学年の内容を中心に学習します。



通級指導教室

通常の学級の教室で、教科指導を同学年の学習内容で学習します。一部の時間に、通級指導教室で、学習や生活での困りごとを改善するための力を身につけます。

支援学級・通級指導教室での学習
通常の学級での教室での学習

めやす
15時間
14時間

めやす
9~14時間
20~15時間

めやす
1~8時間
28~21時間

※授業時数は週当たり29時間とした場合のめやすです。

どの学びの場を選択しても
「ともに学び、ともに育つ」ことを大事にします

新たな学びの場の増設について

自校通級指導教室の設置について

※他校通級指導教室（放課後指導）は従来と同じスタイルで残ります

通常の学級でおおむね学習しますが、本人の学習面・生活面での困り感によりそい、一部の時間で通常の学級とは別の教室で学習を行います

令和5年度



中学校 全校に設置

特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行います。



モデル小学校 4地域9校に設置※

特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行います。
対象児童数や余裕教室数を勘案して設置します。

※モデル小学校は裏面をご覧ください。



その他の小学校 将来的に設置をめざす

設置されるまでは支援学級で支援を受けます。または合理的配慮のもと、通常の学級で授業を受けます。

令和6年度の設置校は令和5年のできるだけ早い時期に検討します。

今後の枚方市の支援教育について

保護者や児童・生徒に寄り添った就学相談の実施

今後の枚方市の支援教育の方針について、すべての児童・生徒が令和5年度から学びの場を選択することとした方針については撤回とし、保護者や児童・生徒の気持ちに寄り添って学びの場の選択が行えるよう就学相談を実施します。

自校通級指導教室の全校設置

今後、希望する保護者や児童・生徒が選択できるよう、近い将来自校通級指導教室の全校設置をめざします。

特別支援教育支援員の配置

新設の自校通級指導教室設置校において、発達障害等の児童生徒に対する支援を補助するため、特別支援教育支援員を配置します。特別支援教育支援員は、通常の学級におけるサポートのための活動を行います。

支援教育のさらなる質的向上

教員用の教育ソフトを活用し、子どもたちの教育的ニーズに対応した適切な「個別の教育支援計画」を作成したり、適切な教材を提供できるようにしたり、教員研修の充実を通じて教員をサポートし、支援教育のさらなる質的向上を図ります。

その他、施設の一部改修を行い、環境整備に努めていきます。

支援学級

本人の障害やニーズに応じて、個に応じた特別のカリキュラムを組んで学習をする場です。障害の種類ごとに設置され、その障害に応じた自立活動を必ず行います。

通級指導教室

通常の学級での学習におおむね参加できるものの、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、週に1時間から8時間程度自立のための指導を行います。

下学年の教科学習

支援学級では本人の障害やニーズに応じて、当該学年や下学年の教科の目標や内容、知的障害特別支援学校の教科の内容を目標として設定し、個に応じたカリキュラムを組んで学習します。

支援学校

一部、小中学校に準ずる教育を行うとともに、障害に応じた困難を克服するため、自立活動を主に教育課程を編成している学校です。

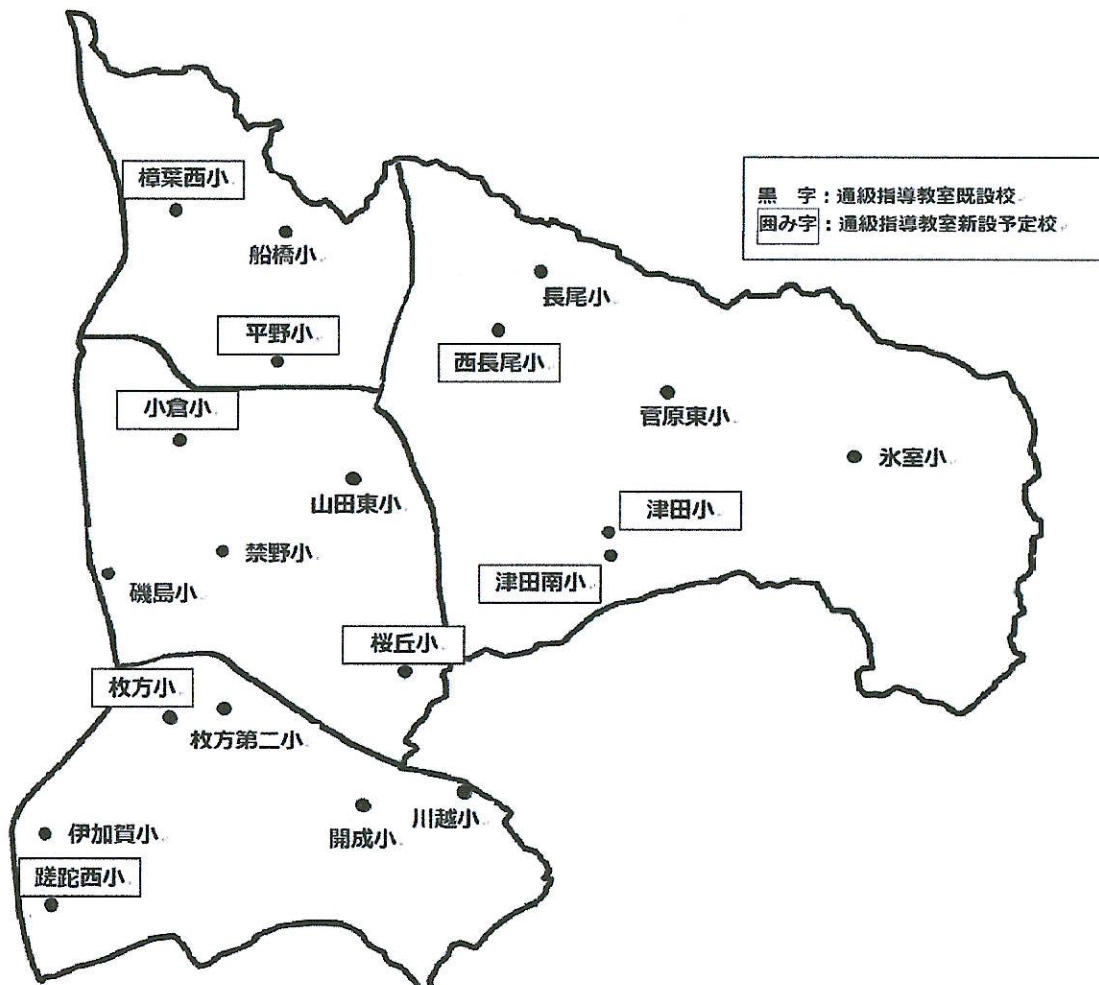
特別支援教育支援員

発達障害等の児童・生徒に対する支援を行います。教員ではないため、あくまで学習活動や学校生活での支援が主な仕事になります。自校通級指導教室設置校に配置する予定です。

自立を目的にした特別なカリキュラム（自立活動）

個々の児童・生徒の障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために、個別の指導を行います。「自立活動」という名前の授業時間を、時間割の中に設定し、障害の状態により、「健康」「心理」「環境把握」「身体の動き」「人間関係」「コミュニケーション」の分野についてトレーニングを行います。自立活動の内容は、学校と保護者が、本人の障害の状態やニーズについて話し合い、決めていきます。

令和5年度 小学校通級指導教室設置校



今後の枚方市の支援教育について 保護者の皆様からの質問にお答えします

Q1



これまでの方針について、変更されることは何ですか。また、変更されないことは何ですか。

変更は大きく2点あります。

- 1点目は、すべての児童生徒が新たに令和5年度から学びの場を選択することとした方針については撤回とし、保護者や児童生徒の気持ちに寄り添って学びの場の選択が行えることとします。
- 2点目は、令和5年度に全小中学校に自校通級指導教室を設置予定としていましたが、全中学校に自校通級指導教室を設置し、小学校については、4地域に自校通級指導教室を複数校設置することとします。(学校名はリーフレットを参照ください。)
- 児童生徒一人一人の教育的ニーズを大切に「ともに学びともに育つ」教育の実現をめざすことについては、変更ありません。





Q2

来年度、自校通級指導教室を希望していましたが、設置がされないことになりました。どうしたらいいですか。

【これまで支援学級に在籍していた場合】

○次年度も今年度と同様の時間数(1日1時間以上)で支援学級に引き続き在籍が可能です。

【これまで通常の学級に在籍していた場合】

○原則として、次年度も引き続き(合理的配慮のもと)通常の学級への在籍をお願いします。学校によっては、既設の通級指導教室(他校通級指導教室)にて指導を受けることも可能です。

○児童生徒の障害の状態に応じて、支援学級に在籍し、1日1時間以上の指導を受けることも可能です。



Q3

既設の通級指導教室(他校通級指導教室)と新設の自校通級指導教室との違いは何ですか。

○新設の自校通級指導教室については、自校の児童生徒が対象となります。既設の通級指導教室については、他校からの受入れを中心とする通級指導教室と考えております。

来年度以降も、他校通級の継続利用を希望する児童生徒がいる場合、従来通り、放課後に教室を開設して指導を継続します。





Q4

通級指導教室の指導内容は、自立活動のみになりますか。学習補充を行っていただけますか。

○通級指導教室での指導は、時間割上「自立活動の時間」のみとなります。

単に教科の内容を補充的に指導することは適切ではありませんが、児童生徒の障害の状態に応じて、付随的に各教科の内容を取り扱うことがあります。



Q5

新設の自校通級指導教室の指導内容は、支援学級から通級指導教室へ学びの場を変更する児童にも自立活動のみになりますか。通級指導教室で学習補充はできますか。

○Q4 のとおりですが、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容の取り扱いが必要な場合は、支援学級を選択いただいたほうがよい場合もありますので、各学校とご相談ください。





Q6

新設の自校通級指導教室は、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）のように年度の途中で入退室はできますか。

○可能です。

時間数については、学校にご相談ください。



Q7

既設の通級指導教室（他校通級指導教室）の授業時数は今まで通りですか。

○これまでと変わりはなく、週1・2時間程度を想定しています。





Q8

自校通級指導教室の設置がない学校で、通級指導教室を希望した場合、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）に通うことは可能ですか。

○既設の通級指導教室（他校通級指導教室）で指導を受けることは可能ですので、各学校にご相談ください。

なお、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）は、放課後に実施しておりますので、ご注意ください。



Q9



新設の自校通級指導教室への在籍を希望しています。今年度、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）を利用している場合、来年度、新設の自校通級指導教室に申請することはできますか。

○可能です。





Q10

将来的には、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）はなくし、自校通級指導教室に移行していくのですか。

○難聴のための教室を除き、将来的に自校通級指導教室に移行していくことを想定しています。



Q11

来年度、通級指導教室が設置されなかった小学校には、いつ自校通級指導教室が設置される予定ですか。

○人員確保等、体制が整い次第開設し、近い将来全校設置をめざします。





Q12

今年度支援学級に在籍しています。1学期に、「自校通級指導教室」に学びの場の見直しをすると決めましたが、今年と同様、支援学級の在籍のままとしてよいのですか。その際の時間数も、今年のみまでよいのですか。

○自校に新設の通級指導教室が設置されるか否かに関わらず、今年と同様、支援学級に在籍することは可能です。時間数については今年度と同様も可能です。

なお、児童生徒の障害の状態を踏まえて、将来の社会的自立を視野に「自立活動の時間」の充実について、学校と相談しながら検討をお願いします。



Q13

新小学校1年生です。自校に通級指導教室がない場合は、どうしたらいいですか。

○既設の通級指導教室（他校通級指導教室）や自校の支援学級の学びの場で必要な支援を行います。

支援学級での時間数についても、今まで通り週5時間を下限とします。





Q14

新設の自校通級指導教室と特別支援教育支援員はセットですか。
自校通級指導教室の設置がない学校には特別支援教育支援員は配置されないのですか。

○特別支援教育支援員については、支援学級から通級指導教室へ学びの場を変更する児童生徒に対して通常の学級での学習活動を支援する立場として配置することとしています。

今後、段階的に自校通級指導教室を増設する際に、特別支援教育支援員も配置していく予定です。



Q15

特別支援教育支援員は、毎日出勤予定ですか。どんな資格をもった方ですか。

○原則毎日勤務していただく予定です。資格は特に問いませんが、高卒以上で、支援教育に理解がある方を採用します。





Q16

特別支援教育支援員は、次年度以降も継続して配置がありますか。

○自校通級指導教室が設置される学校には、継続して配置することとしています。



Q17

枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）はどうなりますか。

○令和5年度については、枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）は継続します。

なお、今後通級指導教室の設置に伴って、枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）の必要性が薄れていくため、令和6年度以降のあり方については、専門家等の意見を聞きながら検討していくこととしています。





Q18

付き添い指導の時間も、支援学級の時間数に含まれるのでしょうか。

○支援学級担任を中心に組織的な指導体制のもと、教育課程上の位置づけ、指導の目標などが明確となっており、適切な評価がなされる場合は、支援学級の時間数として取り扱われます。



Q19

支援学級等就学奨励費制度の対象者はどうなりますか？

○引き続き支援学級在籍の場合は対象となります。

通常の学級に在籍し、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）を利用の場合は、通学費のみ支給対象となります。

自校通級指導教室を利用の場合は対象となりません。

（いずれの場合も、所得や家族構成等により支給基準は異なりますので個別に学校支援課にご相談ください。）

